

通知書

令和 3年10月 6日
特許庁長官

技術評価請求人代理人 名古屋国際特許業務法人 様
実用新案登録 第3212109号

上記、実用新案登録出願又は実用新案登録について、実用新案技術評価請求に基づき、実用新案技術評価書を作成したので通知します。

上記の書類は、ファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。

認証日 令和 3年10月12日 経済産業事務官 持村 和則

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1. 登録番号 | 3212109 |
| 2. 出願番号 | 2017-002619 |
| 3. 出願日 | 平成29年6月12日 |
| 4. 優先日/原出願日 | |
| 5. 考案の名称 | コンクリート打継用スパーサー |
| 6. 実用新案登録出願人/実用新案権者 | 東邦アストリー株式会社 |
| 7. 作成日 | 令和3年10月6日 |
| 8. 考案の属する分野の分類
(国際特許分類) | E04G 21/02 |
| 9. 作成した審査官 | 山口 敦司 (9216 2E) |
| 10. 考慮した手続補正書・訂正書 | |

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- 文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
分野 国際特許分類
E04G 21/02
E04G 9/10
E04G 15/06
時期的範囲 ~令和3年10月6日

●その他の文献

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

審査長/代理

審査官

審査官補



1 2. 評価

- ・請求項 1-3
- ・評価 6
- ・引用文献等（先行技術文献） 1-2
- ・評価についての説明

先行技術文献 1 には、コンクリート打継材材において、直方体の多孔質弾性体と、これに埋設されるとともに、鉄製かつ矩形の略板状部材と、上記多孔質弾性体を内包する軟質塩化ビニル製の包装体とを有するものが記載されている（請求項 1，段落 0033-0034，0041，図 1-3 参照。）。

先行技術文献 2 には、上端部を露出させて持ち手とする様に角形状に形成されたスポンジに埋設された補強用鉄筋について記載されている（段落 0008-0009，図 1-2 参照。）。

すると、上記文献 1-2 には、多孔質弾性体の厚さ方向に扁平な矩形の枠体である中芯について記載も示唆もされていない。先行技術文献 1 の段落 0033 には、略板状部材を上方に露出することについて阻害する記載があるが、仮に、先行技術文献 1 記載の中芯である略板状部材を、先行技術文献 2 記載のように上端部を露出させて持ち手とする様に構成したとしても、略板状部材全体を枠体とすることは、動機付けが無く、当業者においてきわめて容易とは認められない。

- ・請求項 1-3
- ・評価 6
- ・引用文献等（先行技術文献） 3
- ・評価についての説明

先行技術文献 3 の特許請求の範囲から把握される先願発明には、その上端部が多孔質弾性体の上面から露出して持ち手となる様に構成された中芯について特定されていない。

よって、本願請求項 1-3 に係る考案は、先願発明と同一とは認められない。

引用文献等一覧

1. 特許第 6017718 号公報
2. 特許第 4958081 号公報
3. 特願 2017-30885 号（特許第 6159899 号）